

中期目標（案）

中期計画（案）

高知県公立大学法人 中期目標

高知県公立大学法人 中期計画

高知県公立大学法人（以下「法人」という。）は、高知県立大学及び高知短期大学（以下「大学」という。）を設置、及び管理する法人であり、地域に開かれた教育研究の拠点として教育研究活動を行い、その成果を社会に還元することで、地域社会の活性化及び国際社会の発展に貢献することを目的とする。

この目的を実現するために、大学は、社会的責任を深く認識し、これまで以上に充実した教育研究及び地域貢献活動を行う必要がある。

高知県は、法人が自主的、自律的な大学運営を行い、より一層県民の期待及び負託に応えていくよう、この中期目標を定め、法人に指示する。

第1 中期目標の期間及び教育研究上の基本組織

1 中期目標の期間

平成23年4月1日から平成29年3月31日までとする。

2 教育研究上の基本組織

この中期目標を達成するため、法人に、次のとおり教育研究上の基本組織を置く。

大学	学部等
高知県立大学	生活科学部（※） 文化学部 看護学部 社会福祉学部 健康栄養学部 看護学研究科 人間生活学研究科 健康生活科学研究科
高知短期大学	社会科学科第二部 応用社会科学専攻科第二部

※生活科学部は平成22年度に学生募集停止

第2 大学の教育研究の質の向上に関する目標

1 教育の質の向上に関する目標

(1) 教育の成果に関する目標

1) 育成する人材

ア 高知県立大学

a 学士課程

① 幅広い教養と高度な専門知識を備え、地域はもとより広く国内外で活躍できる資質を有し、社会に貢献できる人材を育成する。

② 豊かな人間性と職業人としての基礎的な能力を備え、社会状況の変化に対応できる人材を育成する。

b 大学院課程

高度な専門知識、創造性豊かな優れた研究・開発能力を持ち、各専門分野において、地域社会の問題をはじめ、国内外の諸課題を解決できる能力を備えた専門的職業人や研究者を育成する。

第1 中期計画の期間及び教育研究上の基本組織

第2 大学の教育研究の質の向上に関する目標を達成するための措置

第3 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するための措置

第4 財務内容の改善に関する事項を達成するために措置

第5 教育及び研究並びに組織及び運営の状況についての自己点検及び評価並びに該当状況に係わる情報の提供に関する目標を達成するための措置

第6 その他業務運営に関する重要事項を達成するための措置

第7 その他記載事項

第1 中期計画の期間及び教育研究上の基本組織

1 中期計画の期間

平成23年4月1日から平成29年3月31日までとする。

2 教育研究上の基本組織

この中期計画を達成するため、法人に、次のとおり教育研究上の基本組織を置く。

大学	学部等
高知県立大学	生活科学部（※） 文化学部 看護学部 社会福祉学部 健康栄養学部 看護学研究科 人間生活学研究科 健康生活科学研究科
高知短期大学	社会科学科第二部 応用社会科学専攻科第二部

※生活科学部は平成22年度に学生募集停止

第2 大学の教育研究の質の向上に関する目標を達成するための措置

1 教育の質の向上に関する目標

(1) 教育の成果に関する目標を達成するための措置

1) 育成する人材

各大学において、次のような人材の育成を目指す。

ア 高知県立大学

① 学部教育にあつては、豊かな教養と専門的知識と、学士力をそなえた人材を育成するために、教養教育の体制を整え充実させる。

② 各学部・研究科はそれぞれの教育目標に記載した能力を有する人材を養成するよう教育環境を充実し、定期的にカリキュラム評価を行い、改善する。

③ 地域社会の問題や社会状況の変化に対応できる、より専門的な能力を備えた人材を育成する。

中期目標（案）	中期計画（案）
<p>イ 高知短期大学 県内唯一の夜間課程をもつ大学として、社会人をはじめとする多様な学生の教育を通じて、豊かな人間性と教養を備え、社会科学の基本的な力量を身につけた、地域社会の主體的で創造的な担い手となる人材を育成する。</p> <p>2) 教育の成果の検証 教育の成果を検証し、その結果を教育内容の改善に反映させる。</p> <p>(2) 教育の内容等に関する目標</p> <p>ア 高知県立大学</p> <p>a 学士課程</p> <p>① 教養教育と専門教育の連携が図られたカリキュラムを編成し、学士力の向上に努める。</p> <p>② 現実的な課題に柔軟に対応できるよう、地域に学ぶことも重視し、実践的・総合的な教育を実施する。</p> <p>b 大学院課程 理論的知識や能力を基礎として、実務に対応できる実践的・創造的な教育を行う。 そのために、最新の技術・知識に係る教育を含め、各分野の専門教育を学ぶことのできる、有機的なカリキュラムを編成する。</p> <p>イ 高知短期大学 現実から学ぶことを重視し、教養教育と社会科学の専門教育の連携を図り、県民ニーズに対応したカリキュラムを編成することによって、短期大学にふさわしい教育の質を確保する。</p> <p>(3) 教育の実施体制に関する目標</p> <p>1) 教員の配置 教育内容等の改善・充実を図るため、また、時代の変化、社会の要請、学生のニーズに柔軟に対応した教員の配置を弾力的に行う。</p>	<p>イ 高知短期大学</p> <p>① 短期大学士にふさわしい教養と専門的能力を育成するために、教養教育と社会科学の専門教育の連携した教育を進めるとともに、実際生活に必要な能力を育成するためのカリキュラムを整備する。</p> <p>② 地域の担い手としての意欲と能力を育てるためのカリキュラムを整備する。</p> <p>2) 教育の成果の検証</p> <p>① 学生による授業評価を活用し、教育成果を検証するとともに、教育の質の改善に役立てる。</p> <p>② 各学部・学科・研究科において、目標とする“養成する人材”“学習成果の達成”がなされているかを定期的に調査し、教育の効果を検証する。</p> <p>③ 卒業生・修了生による教育評価、就職先等による評価を求め、その結果を教育の改善に活用する。</p> <p>(2) 教育の内容等に関する目標を達成するための措置</p> <p>ア 高知県立大学</p> <p>a 学士課程</p> <p>① 教養教育において、大学教育において身につけておくべき基礎的な素養を体得し、また幅広く深い教養を涵養することができる授業内容の充実を図る。</p> <p>② 専門教育においては、学部ごとに、教育の目的・目標を達成できる体系的なカリキュラムの編成、学部教育の内容等を検討し、改善に努める。</p> <p>③ 変化する社会からの要請や専門領域の新たな知見を分析し、教育内容を継続的に改善するとともに、生涯学び続ける姿勢をはぐくむ教育内容を整える。</p> <p>④ 各学部とも、専門教育を通して地域の課題を取り上げ、問題を解決に至る方略を学ぶ教育内容を整える。</p> <p>b 大学院課程</p> <p>① 大学院教育においては、各研究科で設置した教育の目的・目標を的確に達成できる体系的なカリキュラムの編成、大学院教育の内容等を整備する。</p> <p>② 大学院にあっては、現象を理論的知識や研究成果を用いて分析する能力、研究的手法を用いて現象に接近する能力、最新の知識と技術を用いて現場の課題を解決できる実践的能力を養う教育内容を整える。</p> <p>イ 高知短期大学</p> <p>① 教養教育と社会科学の専門教育の連携を図り、教育目的を達成できる体系的なカリキュラムを編成する。</p> <p>② 現実が提起する問題への深い関心と学習意欲を喚起しつつ、学習ニーズに応えられるカリキュラムを整備する。</p> <p>③ 多様な学歴、社会歴をもつ入学生に対応した導入教育を充実させるとともに、多様なニーズと進路希望を踏まえ、教育内容を充実させる。</p> <p>④ 教育効果の向上を図るために、少人数教育を活かした取り組みを進める。</p> <p>(3) 教育の実施体制に関する目標を達成するための措置</p> <p>1) 教員の配置</p> <p>① 教育効果の向上をはかるために、各部局で教員組織、教育方法を見直すなど、全学において弾力的に対応する。</p> <p>② 学部間及び同一法人大学間の教育協力を拡充し、学内教員の相互交流を推進する。</p> <p>③ 県や国及び先進的な研究機関・民間企業等から講師を招聘し、県や国等の施策や実務経験を具体的に紹介する講義等の充実を図る。</p>

中期目標（案）	中期計画（案）
<p>2) 教育環境の整備及び教育内容の改善</p> <p>①教育活動を効果的に実施するために、施設・設備、図書等の教育環境について、全学的な視点から計画的な整備に努める。</p> <p>② 教育内容・環境を改善するため、ファカルティディベロップメント（教員が授業内容・方法を改善し、向上させるための組織的な取り組み）活動を積極的に推進する。</p> <p>(4) 学生支援に関する目標</p> <p>1) 学習支援</p> <p>学生の学習意欲を高め、自主的学習が十分に行われるよう、学習環境や学習支援体制を整備し、充実させる。</p> <p>2) 生活支援</p> <p>① 学生が健康かつ充実した大学生活を送ることができるよう、健康管理センターを設置し、学生の健康相談などの支援体制を充実させる。</p> <p>② 学生が安心して健全な学生生活を送ることができる環境や経済的支援体制を整備する。</p> <p>3) 就職等支援</p> <p>学生が希望する就職が行えるよう、常時、就職先の情報を入手し、教員、事務職員が連携して相談業務を行うなど、学生の就職活動への支援体制を充実させる。また、進学など多様な進路希望に対応する支援を進める。</p> <p>(5) 学生の受入れに関する目標</p> <p>ア 高知県立大学</p> <p>高知県立大学の基本理念に基づいた入学者受入れ方針を明確にし、高等学校との連携強化や、オープンキャンパス、出前講座等の広報活動を積極的に行うとともに、選抜方法の工夫や改善を図り、向学心旺盛で、県立大学で学ぶにふさわしい学力を備えた学生の確保に努める。</p> <p>イ 高知短期大学</p> <p>高知短期大学の基本理念に基づき、高等学校、自治体、事業者等との連携を強化するとともに、広報活動を積極的に行うことにより、入学者受入れ方針に沿った、社会人をはじめとする多様な学生の確保に努める。</p>	<p>2) 教育環境の整備及び教育内容の改善</p> <p>① 教育教材・視聴覚機器等の設備や学内教育情報システムの整備を計画的に進め、教育環境の充実を図る。</p> <p>② 各大学・学部ごとにファカルティ・ディベロップメント組織を設置し、教授方法の改善、公開授業などに努め、大学教員としてのキャリア発達を促進する。</p> <p>(4) 学生支援に関する目標を達成するための措置</p> <p>1) 学習支援</p> <p>① 学習用図書の収集に努め、利用・閲覧環境を整備するとともに、電子媒体利用及び学術文献利用講習会を開催するなど図書館の文献検索支援サービス機能の強化を図る。</p> <p>② 自習室の学習教材などの充実を図るなど学内施設・設備を学生が自主的に使用できるよう運用方法の改善に努める。</p> <p>③ 障害者や留学生など多様な学習ニーズを有する学生への、学習支援体制を強化する。</p> <p>④ 高知県立大学学士課程においては、全学的な学年担当教員制度等を構築し、教員による学生の学習状態の把握と個別的な学習指導を充実させる。</p> <p>⑤ 高知県立大学大学院課程においては、担当指導教員を中心した支援を行う体制や支援機能を充実させる。</p> <p>⑥ 学生相互の学習支援体制を充実させる。</p> <p>2) 生活支援</p> <p>① 各キャンパスに健康管理センターを設置し、学生の心身の健康の保持・増進を支援する体制を充実させる。</p> <p>② 奨学金制度や授業料の減免制度、その他の支援を整備し、経済的な支援体制を整備する。</p> <p>③ 学生の生活拠点である学生寮の整備・充実について、男子学生にも配慮するとともに、長期的な視点で可能性を検討する。</p> <p>④ 大学院生に対しては、大学院設置基準14条特例による教育方法や長期履修制度の適用、奨学金制度の充実、教育的配慮のもとに、TA（ティーチング・アシスタント）制度の活用など、働きながら学べる環境整備を行い、経済的な支援に努める。</p> <p>3) 就職等支援</p> <p>① 学生の進路希望・進路状況を的確に把握し、支援方策の立案・個別指導を行う。</p> <p>② 就職に関する情報収集・情報提供、就職ガイダンスなどのサービスをキャリアセンター、ワクワクワークを通して一元的に提供するとともに、キャリアアドバイザーによる相談の充実を図る。</p> <p>(5) 学生の受入れに関する目標を達成するための措置</p> <p>ア 高知県立大学</p> <p>① 多様な選抜方式に関する理念と受け入れ方針等を開示し、アドミッションポリシーに適合する学生の確保に努める。</p> <p>② オープンキャンパス、出前講座等を充実させ、受験生をはじめ保護者、進路指導者等への積極的な広報を推進する。</p> <p>イ 高知短期大学</p> <p>高知短期大学の特徴および入学者受入れ方針、一般・推薦・社会人などの多様な選抜方式を検討するとともに、積極的な広報を推進する。</p>

中期目標（案）	中期計画（案）
<p>2 研究の質の向上に関する目標</p> <p>(1) 研究水準及び研究成果に関する目標</p> <p>ア 高知県立大学</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 看護、福祉、栄養、文化の4分野等を有する本学の特色を活かした学際的な研究や基礎研究、地域のニーズに積極的に対応するため、地域課題の解決に寄与する研究活動を推進する。 ② 独創性及び新規性のある研究活動を行い、価値ある成果を挙げる。 ③ 研究水準の向上を図るため、研究活動について、適切な評価を行い、改善につなげる。 <p>イ 高知短期大学</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 法学・経済学を中心とする社会科学の分野において現代社会が抱える課題に応える研究を進め、それによって地域社会および国際社会の発展に寄与する。 ② 研究水準の向上を図るために研究活動について、適切な評価を行い、改善につなげる。 <p>(2) 研究実施体制等の整備に関する目標</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 研究水準の向上を図るために、研究組織の弾力化や研究者の流動化の促進を図る。 ② 全学的な視点から施設・設備の有効活用を図る体制を構築するなど、必要な研究環境の整備に努める。 ③ 地域や産業界との連携による研究活動を推進するため、学内体制を充実させる。 <p>3 社会貢献の質の向上に関する目標</p> <p>(1) 地域社会との連携に関する目標</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 地域の現状を踏まえながら、地域に貢献する大学として、地域創成センターや健康長寿センター等を設置し、地域の活性化及び発展につながる研究を教育及び社会貢献につなげながら進展させる。 ② 地域に開かれた大学として、県民ニーズに対応する公開講座やリカレント教育及び出前講座等を行うとともに、他の大学や地域と協力・連携し、社会人教育・生涯教育の機能を高める。 <p>(2) 県内大学及び高等学校等との連携に関する目標</p> <p>地域における高等教育の充実や社会貢献並びに高校生の学習意欲の向上や進路選択に資するため、県内の大学及び高等学校等との交流及び連携を積極的に推進する。</p> <p>(3) 国際交流に関する目標</p> <p>異文化への理解やグローバルな視点での考察を促すため学生の国際交流を推進するとともに、教育研究能力の向上に向け、研究者交流等、職員の国際交流を推進することで、大学の国際化を図る。</p>	<p>2 研究の質の向上に関する目標を達成するための措置</p> <p>(1) 研究水準及び研究成果に関する目標を達成するための措置</p> <p>ア 高知県立大学</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 看護、福祉、栄養、文化の4分野等を有する本学の特色を活かした学際的な研究や基礎的な研究を促進するために、組織的・戦略的な取り組みを行う。 ② 学内外の研究者と協働して、地域や産業の課題を解決に向けて、独創性及び新規性のある研究に取り組み、その成果を発信する。 ③ 研究水準の向上を図るため、研究活動について、適切な自己点検・自己評価項目を作成するとともに相互評価制度の導入を検討する。 <p>イ 高知短期大学</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 現代社会の諸課題に応える研究を推進するとともに、地域と連携した研究活動を推進し、成果を広く還元する。 ② 研究水準の向上を図るため、研究活動について適切な自己点検・自己評価を行い改善につなげる。 <p>(2) 研究実施体制等の整備に関する目標を達成するための措置</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 大学の理念を実現するための重点研究の促進、若手研究者育成、学際的研究の促進のために、研究費などの資源を重点的な配分を検討する。 ② 大学の理念を実現するための重点研究の促進、若手研究者育成、学際的研究の促進のために、研究環境の整備に努める。 ③ 学外研究者との共同研究を推進するため、客員教授や臨床教授等の制度を活用する。 <p>3 社会貢献の質の向上に関する目標を達成するための措置</p> <p>(1) 地域社会との連携に関する目標を達成するための措置</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 地域創成センターや地域連携センターでは、高知の知の拠点として地域の教育力の向上、子どもの知への好奇心や関心の育成、文化の促進を図るとともに、地域産業界と協働して技術の開発に関する研究を活性化する。 ② 健康長寿センターでは、県民自らが健康を守る方法を習得するために、専門職者に対して最新の知識・技術を発展させるために、県民対象の講習会、健康相談等を実施し、地域住民の健康づくりに寄与する。 ③ 高知医療センターとの包括連携を強化し、地域住民の健康づくりと専門職者の力量アップに貢献し、協働して災害など県下の重要な課題に取り組む。 ④ 地域に開かれた大学として、夜間や休日等、社会人を対象とする公開講座やリカレント教育を提供する。 ⑤ 県内外の他大学及び関係機関等との教育・研究等に関して協力・連携を図る。 <p>(2) 県内大学及び高等学校等との連携に関する目標を達成するための措置</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 県内の高校等と連携して、高校生の学習意欲の向上や進路選択に資する協力・連携を図る。 ② 県内の大学等と連携して、教育・研究等に関して協力・連携を図る。 <p>(3) 国際交流に関する目標を達成するための措置</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 留学生及び海外からの研究生・研修生を積極的に受け入れる。 ② 国際協力機構等が行っている途上国への技術協力や連携事業、研修員受入れ等を支援する。 ③ 姉妹校提携校の拡大等、学生が短期のみならず長期の海外派遣を推進するために、留学に関する教育指導や情報提供などの支援体制を充実させる。 ④ 国際的研究や国際的な視点からの教育を促進するために、海外からの客員教授及び研究者の招聘を進める。

中期目標（案）	中期計画（案）
<p>第3 業務運営の改善及び効率化に関する目標</p> <p>1 運営体制の改善に関する目標 理事長（学長）のリーダーシップのもと、意思決定の迅速化を図り、効率的で適正な業務運営体制を確立する。また、開かれた大学として、学外者の大学運営への参画を図るとともに、学生の意見を聴く仕組みづくりを行う。</p> <p>2 教育研究組織の見直しに関する目標 現代社会のニーズに対応した教育・研究を実践し、社会の要請等に対応していくため、学部学科及びセンター等の教育研究組織のあり方について継続的な見直しを行う。</p> <p>3 人事の適正化に関する目標 優秀な教員及び事務職員を確保し、育成するため、多様な雇用形態、勤務条件、給与制度及び研修制度などを導入し、柔軟な人事給与制度を整備する。また、組織の活性化を図るため、職員の努力と実績が適正に評価される制度を整備する。</p> <p>4 事務等の効率化・合理化に関する目標 効率的、効果的な事務処理を行うため、事務処理方法、事務組織のあり方について継続的に見直しを行う。また、事務職員の専門性を高めるため、スタッフデベロップメント（組織的に行う事務職員の職務能力開発）活動を積極的に推進する。</p> <p>第4 財務内容の改善に関する事項</p> <p>1 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標 大学内における研究を活性化し、科学研究費補助金をはじめとする競争的資金や地域連携等による共同研究・受託研究資金の受け入れなど、多様な大学事業の展開による自己収入の増加に取り組む。</p> <p>2 経費の効率的な執行に関する目標 常に財務状況の分析を行い、経費の見直し及び節減に努めるなど、重点的かつ効率的な経費の執行を進める。</p> <p>3 資産の運用管理の改善に関する目標 法人の資産の適切な管理を行うとともに、その有効活用を図る。</p> <p>第5 教育及び研究並びに組織及び運営の状況についての自己点検及び評価並びに当該状況に係る情報の提供に関する目標</p> <p>1 自己点検評価及び第三者評価に関する目標 教育研究活動及び業務運営について、自己点検・評価を定期的実施するとともに、第三者機関による外部評価</p>	<p>第3 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するための措置</p> <p>1 運営体制の改善に関する目標を達成するための措置</p> <p>① 法人化のメリットを生かした効率的で適正な業務運営を図るために、理事会、経営審議会、教育研究審議会を設置して、経営と大学の教育研究を適切に分担させ、理事長が迅速に意思決定できる体制を整備する。</p> <p>② 学外の有識者や専門家を理事及び経営審議会委員に登用することで、法人経営及び大学運営に外部の意見を反映させるとともに、学生や卒業生の意見を大学運営に活かす制度を整備する。</p> <p>③ 各委員会組織や所掌事務の見直しを行うなど、教員と一般職員が一体となって事業の企画、立案、執行に参加できるシステムを構築する。</p> <p>2 教育研究組織の見直しに関する目標を達成するための措置 教育研究組織のあり方について、課題を明確にするとともに組織的な検討を行う。</p> <p>3 人事の適正化に関する目標を達成するための措置</p> <p>① 任期制等の多様な教員の任用制度の検討を踏まえて、優秀な教員や一般職員を確保し、育成する仕組みを整備する。</p> <p>② 教員の努力や成果を適正に評価するシステムを構築する。</p> <p>③ 一般職員については、能力の発揮や成果を評価する現行制度を踏まえながら、その評価結果を給与等へ適切に反映させる。</p> <p>4 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するための措置</p> <p>① 効率的、効果的な事務処理ができるよう、事務組織及び業務分掌の見直しを行うとともに、業務支援システムの導入やネットワーク化を検討する。</p> <p>② 一般職員の専門性を高めるため、法人独自の一般職員の採用、育成を計画的に行うとともに、業務の特殊性などに配慮しつつ、SDを推進する。</p> <p>第4 財務内容の改善に関する目標を達成するための措置</p> <p>1 外部研究資金その他の自己収入の増加に関する目標を達成するための措置</p> <p>① 競争的資金の応募件数と採択率の向上を図るために、各種制度や申請手続きの周知を行うとともに、研究成果の概要及び成果について、学外への発信に努め、受託研究費や奨学寄附金の増額に努める。</p> <p>② 外部資金の獲得に向けて、各部局は目標を設定し、採択件数の増加を目指す。</p> <p>2 経費の効率的な執行に関する目標を達成するための措置 予算の執行に当たっては、役職員一人ひとりが、コスト意識を持って、管理業務の効率化などの創意工夫を凝らし、重点的かつ効率的な運用に努める。</p> <p>3 資産の運用管理の改善に関する目標を達成するための措置</p> <p>① 定期的に資産状況を点検し、適切に運用管理を行う体制を整備する。</p> <p>② 資金の運用管理は、安全性、安定性に十分配慮し、適正かつ効果的な運用を図る。</p> <p>第5 教育及び研究並びに組織及び運営の状況についての自己点検及び評価並びに当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するための措置</p> <p>1 自己点検評価及び第三者評価に関する目標を達成するための措置</p> <p>① 大学の基本理念と長期的目標を実現するため、自己点検・評価のための全学的組織を設置する。</p>

中期目標（案）	中期計画（案）
<p>を受ける。それらの結果は公表し、教育研究活動及び業務運営の改善に活用する。</p> <p>2 情報公開等に関する目標 広報活動を充実させるとともに、教育研究活動及び運営状況について、広く県民の理解を得るため、積極的に情報公開を行う。また、法人が保有する学生・職員等の個人情報について、適切に管理し、保護する。</p> <p>第6 その他業務運営に関する重要事項</p> <p>1 施設設備の整備・活用等に関する目標 良好な教育研究環境を確保するため、施設設備の機能保全及び維持管理を計画的に実施するとともに、既存の施設設備の有効活用を図る。</p> <p>2 安全管理に関する目標 安全で安心できる学習環境や教育研究活動を確保するため、大学内の安全管理体制を整備するとともに、適切な防災・防犯対策を講じる。</p> <p>3 人権尊重と法令遵守に関する目標 各種ハラスメントなどの防止に努めるとともに、研修会及び相談制度等により、職員及び学生の意識の向上を図る。 また、法人の社会的信頼性及び業務遂行の公正性を確保するためのコンプライアンス推進体制を構築する。</p> <p>4 環境保全等に関する目標 法人の社会的責務として環境保全に努め、教育及び社会貢献につなげる。</p> <p>5 法人のあり方に関する目標 社会の変化と県民ニーズに柔軟に対応できる足腰の強い大学運営を将来にわたって確立していくため、高知県と</p>	<p>② 大学の教育研究活動全般において、認証評価機関による評価を受け、結果を積極的に公開するとともに各学部、部局の教育活動及び業務内容の改善を図る。</p> <p>2 情報公開等に関する目標を達成するための措置 ① 法人及び大学の教育研究活動や運営状況について、積極的な公開・提供ができる体制を整備する。 ② 法人が保有する個人情報保護に関する体制を整備する。</p> <p>第6 その他業務運営に関する重要事項</p> <p>1 施設設備の整備・活用等に関する目標を達成するための措置 適切な維持管理のもと、施設設備を定期的に調査・点検し、教育研究環境の維持・向上に努める。</p> <p>2 安全管理に関する目標を達成するための措置 ① 労働安全衛生法その他の関係法令等に基づく安全衛生管理体制を整備するとともに、災害や緊急時の危機管理体制を整備する。 ② 学生の生活の安全確保並びに緊急時の的確な対応のために、学内の危機管理体制の充実・強化を図る。 ③ 本学は災害に関する拠点としての役割を担うため、災害に強い大学としての体制整備等を行う。</p> <p>3 人権尊重と法令遵守に関する目標を達成するための措置 ① 各種ハラスメントをなくすための相談体制を整備するとともに、職員を対象に人権に関する研修会を開催し、人権尊重の意識向上を図る。 ② 法人の社会的信頼性及び業務遂行の公正性を確保するためのコンプライアンス推進体制を整備する。</p> <p>4 環境保全等に関する目標を達成するための措置 法人の社会的責務として、環境に配慮した省資源、省エネルギー対策に努める。</p> <p>5 法人のあり方に関する目標を達成するための措置 社会の変化と県民ニーズに柔軟に対応できる大学運営を行うため、高知県とともに法人のあり方を検討する。</p>

中期目標（案）

中期計画（案）

第7 その他記載事項

1 予算（人件費の見積もりを含む。）、収支計画及び資金計画

（1）予算

平成23年度～平成28年度 予算

（単位：百万円）

区 分	金 額
収入	14,203
運営交付金	9,435
授業料及び入学検定料収入	4,563
受託研究等収入	40
施設整備費補助金	0
その他収入	165
支出	14,203
教育研究経費	1,885
一般管理費	1,724
施設整備費	0
人件費	10,554
受託研究等事業費	40
その他支出	0

【人件費の見積】

期間中総額10,554百万円を支出する。

なお、人件費は、役員報酬並びに教職員給料諸手当、法定福利費及び退職手当に係るものである。

（2）運営費交付金の算定ルール

各年度予算は平成22年度予算額を基準に公立大学法人としての運営を考慮し、積み上げたものとする。

各年度の運営費交付金額は、中期目標・計画を達成するために必要と考えられる標準的支出経費に各年度の特別要素を加算

した支出合計額から、見込まれる標準的な収入を差し引いた額とする。

中期目標（案）

中期計画（案）

(3) 収支計画
平成23年度～平成28年度 収支計画
(単位：百万円)

区 分	金 額
費用の部	14,403
教育研究経費	1,685
受託研究等経費	40
人件費	10,554
一般管理費	1,719
減価償却費	244
臨時損失	161
収益の部	14,403
運営費交付金収益	9,435
授業料等収益	4,364
受託研究等収益	40
資産見返物品受贈額戻入	185
資産見返運営費交付金等戻入	52
財務収益	0
雑益	165
臨時利益	161
純益	0

(注) 収支計画は、損益計算書の例によっているため、同計画の金額と予算及び資金計画の金額には相違があるものがある。

(4) 資金計画
平成23年度～平成28年度 資金計画
(単位：百万円)

区 分	金 額
資金支出	14,203
業務活動による支出	13,998
投資活動による支出	199
財務活動による支出	6
次期中期目標期間への繰越金	0
資金収入	14,203
業務活動による収入	14,203
運営費交付金による収入	9,435
授業料等による収入	4,563
受託研究等による収入	40
その他収入	165
投資活動による収入	0
財務活動による収入	0

中期目標（案）	中期計画（案）
	<p>2 短期借入金の限度額</p> <p>(1) 限度額 5億円</p> <p>(2) 想定される理由 運営交付金の受け入れ遅延及び事故等の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れすることも想定される。</p> <p>3 重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画 なし</p> <p>4 剰余金の使途 決算において剰余金が発生した場合は、教育研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる。</p> <p>5 県の規則で定める業務運営に関する事項</p> <p>(1) 施設及び設備に関する計画 適切な維持管理のもと、施設整備を定期的に調査・点検し、教育研究環境の維持・向上に努める。(再掲)</p> <p>(2) 人事に関する計画</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 任期制等の多様な教員の任用制度の導入に向けて検討を進めるなど、優秀な教員や一般職員を確保し、育成する仕組みを整備する。 2. 教員の努力や成果を適正に評価するシステムを構築する。 3. 一般職員については、能力の発揮や成果を評価する現行制度を踏まえながら、その評価結果を給与等へ適切に反映させる。 (再掲) <p>(3) 中期目標の期間を超える債務負担 なし</p> <p>(4) 積立金の使途 なし</p>